

## 都市計画街路事業（単独）に要する費用の一部負担について

県は、令和5年度において実施する都市計画街路事業（単独）に要する費用の一部を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

路線名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
旅籠町八日町線	山形		道路改良事業	工事費の1/10に相当する額	山形市
東原村木沢線	〃		〃	〃	〃
村山駅東沢線	村山		〃	〃	村山市
北本町飛田線	新庄		〃	〃	新庄市
赤湯停車場線	南陽		〃	〃	南陽市
長井駅海田線	長井		〃	〃	長井市
糺町成田線	〃		〃	〃	〃
羽黒橋加茂線	鶴岡		〃	〃	鶴岡市
道形黄金線	〃		〃	〃	〃
本町東大町線	酒田		〃	〃	酒田市

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

## 提案理由

都市計画街路事業（単独）に要する費用の一部を受益市に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。

議第137号

下水道事業（単独）に要する費用の一部負担について

県は、令和5年度において実施する下水道事業（単独）に要する費用の一部を、下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

事業名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
最上川流域下水道 （山形処理区）	山形		流域下水道事業	工事費の1/2に相当する額	山形市
（ 〃 ）	上山		〃	〃	上市市
（ 〃 ）	天童		〃	〃	天童市
（ 〃 ）	東村山	山辺	〃	〃	山辺町
（ 〃 ）	〃	中山	〃	〃	中山町
（ 〃 ）	天童		〃	〃	天童市
（ 〃 ）	西村山	河北	〃	〃	河北町
（ 〃 ）	村山		〃	〃	村山市
（ 〃 ）	東根		〃	〃	東根市
（ 〃 ）	尾花沢		〃	〃	尾花沢市 大石田町 環境衛生 事業組合
（ 〃 ）	北村山	大石田	〃	〃	〃

事業名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
最上川流域下水道 (置賜処理区)	南陽		流域下水道事業	工事費の1/2に相当する額	南陽市
〃 ( 〃 )	東置賜	高畠	〃	〃	高畠町
〃 ( 〃 )	〃	川西	〃	〃	川西町
最上川下流 流域下水道 (庄内処理区)	鶴岡		〃	〃	鶴岡市
〃 ( 〃 )	酒田		〃	〃	酒田市
〃 ( 〃 )	東田川	三川	〃	〃	三川町
〃 ( 〃 )	〃	庄内	〃	〃	庄内町

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

#### 提案理由

下水道事業（単独）に要する費用の一部を受益市町及び組合に対し負担させるため、下水道法第31条の2第2項の規定により提案するものである。

議第138号

道路事業（単独）に要する費用の一部負担について

県は、令和5年度において実施する道路事業（単独）に要する費用の一部を、道路法（昭和27年法律第180号）第52条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

路線名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
国道348号	山形		道路改良事業	工事費の1/10に相当する額	山形市
蔵王公園線	〃		〃	〃	〃
山形山辺線	〃		〃	〃	〃
上山蔵王公園線	上山		〃	〃	上市市
山形山寺線	天童		〃	〃	天童市
山形天童線	〃		〃	〃	〃
日和田松川線	寒河江		〃	〃	寒河江市
貫見間沢線	西村山	西川	〃	〃	西川町
白滝宮宿線	〃	朝日	〃	〃	朝日町
国道287号	東根		〃	〃	東根市
山形天童線	〃		〃	〃	〃
仁田山平岡線	最上	金山	〃	〃	金山町
真室川鮭川線	〃	真室川	〃	〃	真室川町
砂子沢小又釜淵線	〃	〃	〃	〃	〃
戸沢大蔵線	〃	戸沢	〃	〃	戸沢村
国道287号	米沢		〃	〃	米沢市
〃	東置賜	川西	〃	〃	川西町

路線名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
米沢飯豊線	東置賜	川西	道路改良事業	工事費の1/10に相当する額	川西町
玉川沼沢線	西置賜	小国	〃	〃	小国町
国道287号	〃	白鷹	〃	〃	白鷹町
長井飯豊線	〃	飯豊	〃	〃	飯豊町
国道345号	鶴岡		〃	〃	鶴岡市
面野山鶴岡線	〃		〃	〃	〃
湯田川羽前水沢停車場線	〃		〃	〃	〃
国道344号	酒田		〃	〃	酒田市
余目松山線	〃		〃	〃	〃
〃	東田川	庄内	〃	〃	庄内町
国道345号	飽海	遊佐	〃	〃	遊佐町
比子八幡線	〃	〃	〃	〃	〃
山形山寺線	山形		雪寒関連事業	工事費の0.5/10に相当する額	山形市
蔵王成沢長谷堂線	〃		〃	〃	〃
十日町山形線	〃		〃	〃	〃
下原山形停車場線	〃		〃	〃	〃
国道348号	上山		〃	〃	上山市
山形天童線	天童		〃	〃	天童市
大江西川線	西村山	西川	〃	〃	西川町
左沢浮島線	〃	朝日	〃	〃	朝日町

路線名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
東根尾花沢線	村山		雪寒関連事業	工事費の0.5/10に相当する額	村山市
国道347号	尾花沢		〃	〃	尾花沢市
大石田名木沢線	北村山	大石田	〃	〃	大石田町
舟形大蔵線	最上	舟形	〃	〃	舟形町
国道344号	〃	真室川	〃	〃	真室川町
国道458号	〃	大蔵	〃	〃	大蔵村
戸沢大蔵線	〃	〃	〃	〃	〃
米沢浅川高島線	米沢		〃	〃	米沢市
玉庭時田糠野目線	〃		〃	〃	〃
米沢浅川高島線	東置賜	高島	〃	〃	高島町
川西小国線	〃	川西	〃	〃	川西町
長井飯豊線	長井		〃	〃	長井市
木地山九野本線	〃		〃	〃	〃
国道348号	西置賜	白鷹	〃	〃	白鷹町
米沢飯豊線	〃	飯豊	〃	〃	飯豊町
国道345号	鶴岡		〃	〃	鶴岡市
砂越停車場山楯線	酒田		〃	〃	酒田市
藤島由良線	東田川	三川	〃	〃	三川町
国道345号	〃	庄内	〃	〃	庄内町
山形永野線	山形		側溝整備事業	工事費の1/10に相当する額	山形市

路線名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
白石上山線	上山		側溝整備事業	工事費の1/10に相当する額	上山市
上山七ヶ宿線	〃		〃	〃	〃
上山蔵王公園線	〃		〃	〃	〃
萱平河崎線	〃		〃	〃	〃
山形天童線	天童		〃	〃	天童市
山形朝日線	東村山	山辺	〃	〃	山辺町
国道287号	寒河江		〃	〃	寒河江市
天童河北線	西村山	河北	〃	〃	河北町
月山志津線	〃	西川	〃	〃	西川町
宮宿浮島線	〃	朝日	〃	〃	朝日町
大江西川線	〃	大江	〃	〃	大江町
東根尾花沢線	村山		〃	〃	村山市
〃	東根		〃	〃	東根市
尾花沢関山線	尾花沢		〃	〃	尾花沢市
新庄鮭川戸沢線	新庄		〃	〃	新庄市
仁田山平岡線	最上	金山	〃	〃	金山町
杉ノ入月楯線	〃	最上	〃	〃	最上町
新庄次年子村山線	〃	舟形	〃	〃	舟形町
真室川鮭川線	〃	真室川	〃	〃	真室川町
国道458号	〃	大蔵	〃	〃	大蔵村

路線名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
国道458号	最上	鮭川	側溝整備事業	工事費の1/10に相当する額	鮭川村
曲川新庄線	〃	〃	〃	〃	〃
戸沢大蔵線	〃	戸沢	〃	〃	戸沢村
米沢浅川高畠線	米沢		〃	〃	米沢市
板谷米沢停車場線	〃		〃	〃	〃
米沢南陽白鷹線	南陽		〃	〃	南陽市
梨郷宮内線	〃		〃	〃	〃
国道113号	東置賜	高畠	〃	〃	高畠町
米沢浅川高畠線	〃	〃	〃	〃	〃
国道287号	〃	川西	〃	〃	川西町
川西小国線	〃	〃	〃	〃	〃
中時庭線	長井		〃	〃	長井市
深山下山線	西置賜	白鷹	〃	〃	白鷹町
国道112号	鶴岡		〃	〃	鶴岡市
浜中余目線	酒田		〃	〃	酒田市
余目温海線	東田川	庄内	〃	〃	庄内町
鳥海公園吹浦線	飽海	遊佐	〃	〃	遊佐町

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

#### 提案理由

道路事業（単独）に要する費用の一部を受益市町村に対し負担させるため、道路法第52条第2項の規定により提案するものである。



## 急傾斜地崩壊対策事業（単独）に要する費用の一部負担について

県は、令和5年度において実施する急傾斜地崩壊対策事業（単独）に要する費用の一部を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

指定区域名	所在地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
町 浦	山 形		急傾斜地崩壊対策事業	工事費の2/10に相当する額	山 形 市
若 木	〃		〃	〃	〃
慈恩寺(2)	寒河江		〃	〃	寒河江市
楯 ( 3 )	〃		〃	〃	〃
山 屋	西村山	朝 日	〃	〃	朝 日 町
長 善 寺	村 山		〃	〃	村 山 市
富 沢	最 上	最 上	〃	〃	最 上 町
平 岡 下	〃	真室川	〃	〃	真室川町
津 谷 ( 2 )	〃	戸 沢	〃	〃	戸 沢 村
神 田 ( 2 )	〃	〃	〃	〃	〃
漆 山 ( 6 )	南 陽		〃	〃	南 陽 市
池 黒 ( 1 )	〃		〃	〃	〃
平 谷 地	東置賜	川 西	〃	〃	川 西 町
芦 沢	長 井		〃	〃	長 井 市
大林寺(6)	西置賜	白 鷹	〃	〃	白 鷹 町
関 寺	〃	〃	〃	〃	〃
加 茂	鶴 岡		〃	〃	鶴 岡 市

指定区域名	所在地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
大 針	鶴 岡		急傾斜地崩壊対策事業	工事費の2/10に相当する額	鶴 岡 市
下 夕 村	酒 田		〃	〃	酒 田 市
山 楯	〃		〃	〃	〃

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提 案 理 由

急傾斜地崩壊対策事業（単独）に要する費用の一部を受益市町村に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。